

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

事業名	補助金交付先名	法人番号	交付決定額	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為のない意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		
船員雇用促進対策事業	公益財団法人日本船員雇用促進センター	9010005004144	30,610,000 (減額交付決定後の額。 初回交付決定額は、 34,535,000)	一般会計	船員雇用促進対策事業費補助金	平成30年3月22日 (減額交付決定日。 初回交付決定日は、 平成29年6月22日)	公財	国認定	船員雇用促進対策事業は、船員の雇用を促進する事業に対して補助するものであり、船員の職業及び生活の安定に資するとともに、海上企業が必要とする労働力を円滑に提供することにより、国民生活及び経済を支える海上輸送の安定的な確保を図るという政策目的の達成のために必要な支出であるが、必要に応じ、真に必要な補助対象事業の重点化等により、政策目的に合致した見直しに取り組んでいく。	有
自動車事故相談及び示談あつ旋事業	公益財団法人日弁連交通事故相談センター	9010005018697	558,369,864 (減額交付決定後の額。 初回交付決定額は、 570,000,000)	自動車安全特別会計(自動車事故対策勘定)	自動車事故対策費補助金	平成30年4月16日 (減額交付決定日。 初回交付決定日は、 平成29年4月3日)	公財	国認定	自動車事故相談及び示談あつ旋事業は、弁護士が自動車事故の損害賠償に関する相談・示談あつ旋を無償で行う事業に対して補助するものであり、自動車事故の被害者の保護を図るという政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、真に必要な補助対象事業の重点化等により、政策目的に合致した見直しに取り組んでいく。	有
交通遺児育成基金事業	公益財団法人交通遺児等育成基金	2010005006337	15,203,685 (減額交付決定後の額。 初回交付決定額は、 20,168,000)	自動車安全特別会計(自動車事故対策勘定)	自動車事故対策費補助金	平成30年4月16日 (減額交付決定日。 初回交付決定日は、 平成29年4月3日)	公財	国認定	交通遺児育成基金事業は、交通遺児の育成のための資金を長期にわたり安定的に給付する基金事業に対して補助するものであり、交通遺児の生活基盤を確立し、その健全な育成を図るという政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、真に必要な補助対象事業の重点化等により、政策目的に合致した見直しに取り組んでいく。	有
トラック運送業の働き方改革推進事業	公益社団法人全日本トラック協会	6011105005423	200,000,000	一般会計	低公害車普及促進対策費補助金	平成30年2月13日	公社	国認定	トラック運送業の働き方改革推進事業は、荷役作業の軽減に資するテールゲートリフターに対して導入を支援するものであり、トラックドライバーの労働環境の改善を図り、働き方改革を実現を目指すという、政策目的の達成のために必要な支出である。なお、本事業は平成29年度で事業終了。	有
住宅市場整備推進等事業	公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター	7010005018856	78,513,000	一般会計	住宅市場整備推進等事業費補助金	平成29年4月3日	公財	国認定	住宅市場整備推進等事業のうち、住宅ストック活用・リフォーム推進事業については、専門的知見を必要とする住宅リフォームトラブルに関して、建築と法律の専門家が中立的な立場から相談を行うとともに、これによる知見を集約・蓄積するための全国体制により専門家相談を実施する取組に対して補助するものであり、消費者が安心してリフォームを行える環境整備を図るという政策目的のために必要な支出であるが、今後においても、真に必要な補助対象事業の重点化等により、政策目的に合致した見直しに取り組んでいく。	有

鉄道技術開発費補助	公益財団法人鉄道総合技術研究所	3012405002559	57,933,000	一般会計	鉄道技術開発費補助金	平成29年4月11日	公財	国認定	鉄道技術開発費補助金については、超電導磁気浮上式鉄道の開発等、新技術の鉄道への応用に係る技術開発等に対して補助するものであり、鉄道の技術水準の向上を図るといった政策目的のために必要な支出であるが、真に必要な事業へ重点化を図る等により188百万円(平成28年度)を58百万円(平成29年度)に縮減している。	有
平成29年度アイヌ伝統等普及啓発等事業	公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構	1430005001164	111,804,000	一般会計	アイヌ伝統等普及啓発等事業費補助金	平成29年4月1日	公財	国認定	アイヌ伝統等普及啓発等事業は、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律に基づき指定された法人に対し、当該法律に基づくアイヌ伝統等に関する広報活動その他の普及啓発及びアイヌ文化の振興等に資する調査研究を行う者に対する助言、助成等を実施するために補助されるものである。よって、アイヌの伝統文化に関する国民に対する知識の普及・啓発といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、真に必要な補助対象事業の重点化等により、政策目的に合致した見直しに取り組む。	有

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。